

川越市工事設計委託検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が施行する建設工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託業務（以下「委託業務」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務主管課 委託業務の施行を担当する課をいう。
- (2) 完成検査 委託業務の完了を確認するために行う検査をいう。
- (3) 部分完成検査 部分払い及び契約の解除等の場合に、既済部分を確認するために行う検査をいう。
- (4) 中間検査 委託業務の履行中において、適正な契約の履行を確認するために行う検査をいう。

(検査の実施)

第3条 委託業務の検査は、次の表の上欄に掲げる委託業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる委託業務の検査を下欄に掲げる課が実施するものとする。

契約金額が100万円以上の委託業務	契約金額が100万円未満の委託業務
完成検査、部分完成検査及び中間検査	完成検査及び部分完成検査
総務部技術管理課（以下「技術管理課」という。）	業務主管課

- 2 前項の区分により委託業務の検査を実施することが適切でないと認めるときは、その委託業務を指定して別に検査を実施させることができる。
- 3 技術管理課長（技術管理課の長をいう。以下同じ。）は、業務内容に応じて特に必要と認めるときは、中間検査を実施することができる。

(委託検査員)

第4条 この要綱において委託検査員とは、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）第39条第1項の規定に基づき、委託業務の検査を市長から命ぜられた職員をいう。

- 2 各委託業務の検査にあたる委託検査員は、技術管理課が実施する検査にあつては技術管理課長が指名する者とし、業務主管課が実施する検査にあつて

は業務主管課長（業務主管課の長をいう。以下同じ。）又は業務主管課長が指名する者とする。

（委託概要の通知）

第5条 業務主管課長は、契約金額が100万円以上である委託業務契約を締結したときは、速やかに、委託業務概要通知書（様式第1号）に契約書及び設計図書の写しを添付して、技術管理課長に通知するものとする。

（検査の手続き）

第6条 業務主管課長は、委託業務の検査（中間検査を除く。第9条第1項、第11条及び第12条において同じ。）を受けようとするときは、委託業務内容を確認した後、委託業務検査依頼書兼実施通知書（様式第2号）を技術管理課長に提出しなければならない。

- 2 技術管理課長は、前項の規定による委託業務検査依頼書兼実施通知書の提出を受けたときは、速やかに、委託業務の検査の日時を定め、委託業務検査依頼書兼実施通知書により業務主管課長に通知するものとする。
- 3 技術管理課長は、委託業務の検査について特に必要があると認めるときは、業務主管課長に対し、関係書類を提出させ、又は意見を求めることができる。

（検査の方法）

第7条 検査は、原則として納入場所において、契約図書及び関係書類に基づき、適正かつ厳正に実施しなければならない。

- 2 委託検査員は、現地確認が必要と認めるときは、現地検査を行うことができるものとする。

（検査の立会い）

第8条 総括監督員（川越市工事設計委託監督要綱第6条第1項に規定する総括監督員をいう。以下同じ。）及び担当監督員（川越市工事設計委託監督要綱第2条に規定する監督員をいう。以下同じ。）、並びに管理技術者は委託業務の検査に立ち会わなければならない。

（検査の結果報告等）

第9条 技術管理課長（業務主管課長が委託業務の検査を実施した場合にあつては、業務主管課長）は、委託業務の検査を実施したときは、その結果を委託業務検査結果報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

- 2 技術管理課長は、委託業務の検査を実施したときは、その結果を委託業務検査結果通知書（様式第4号）により業務主管課長に通知するものとする。

(中間検査の結果報告)

第10条 委託検査員は、中間検査を実施したときは、その結果を中間検査結果報告書(様式第5号)により技術管理課長に報告しなければならない。

(契約条項に違反するものを認めた場合の措置)

第11条 技術管理課長は、技術管理課が実施する委託業務の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、指摘事項通知書(様式第6号)により、直ちに受注者に対し修補を請求すべきことを業務主管課長に指示するものとする。

2 業務主管課長は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに受注者に対し修補を請求しなければならない。

3 業務主管課長は、前項の規定により請求した修補の完了を確認したときは、指摘事項修補完了確認報告書(様式第7号)により技術管理課長に報告しなければならない。

4 技術管理課長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該修補が完了した部分について、委託検査員に確認をさせなければならない。

5 業務主管課長は、業務主管課が実施する委託業務の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、直ちに受注者に対し修補を請求しなければならない。

6 業務主管課長は、前項の修補が完了した部分について、委託検査員に確認させなければならない。

(検査調書の作成)

第12条 技術管理課長は、技術管理課が実施した委託業務の検査の結果について、当該委託業務を適正と認め検査を完了したときは、委託業務検査調書(様式第8号)を作成し、業務主管課長に送付するものとする。

2 業務主管課長は、業務主管課が実施した委託業務の検査の結果について、当該委託業務を適正と認め検査を完了したときは、委託業務検査調書を作成しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委託業務の検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条に定める技術管理課が行う検査は、当面の間、契約金額500万円

以上の土木又は建築設計に係る委託業務のうち、市長が別に定めるものを対象とする。

- 3 第5条に定める委託概要の通知は、当面の間、契約金額500万円以上の土木又は建築設計に係る委託業務に限るものとする。